

# 第 13 章 建 設 業

## 第 1 節 建設業の振興

### 1 建設業の現状

建設業は、本県の総生産の6.9%、就業者数の9.5%を占めるなど、地域経済・雇用を支える基幹産業の一つです。

また、社会资本整備の担い手としてだけではなく、災害や除雪への対応等を通じて、県民の安全・安心の確保に大きな役割を果たしており、地域に貢献する建設業としての重要性が近年さらに高まっています。

しかしながら、長く続いてきた建設投資の大幅な減少を背景に、就業者の高齢化や若年入職者の減少が進んだことから、将来の建設工事の担い手不足等が懸念されており、人材の確保・育成が喫緊の課題となっています。

#### ◆全産業に占める建設業の位置

(単位：億円、人、%)

	全産業	うち建設業(構成比)
総生産(名目)	34,586	2,393 (6.9)
雇用者数(県内・就業地ベース)	417,201	38,453 (9.2)
就業者数(県内・就業地ベース)	496,961	47,093 (9.5)

注)「平成26年度秋田県県民経済計算年報」(平成28年12月発行)による。

#### ◆建設業の許可業者数

年区分	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
知事	4,633	4,613	4,418	4,229	4,036	4,023	3,988	3,957	3,832	3,805
大臣	50	48	43	49	58	59	59	59	57	57
計	4,683	4,661	4,461	4,278	4,094	4,082	4,047	4,016	3,889	3,862

注) 各年3月31日現在の業者数である。

#### ◆資本金階層別許可業者数(平成30年3月31日現在)

個人	法人						合計
	200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上	小計	
867 (22.4%)	139	972	671	1,132	81	2,995 (77.6%)	3,862
1,978 (51.2%)			1,884 (48.8%)				(100.0%)

### 2 建設産業における担い手の確保・育成

本県建設産業においては、建設労働者の高齢化と若年者の減少による担い手不足が懸念されており、県内建設産業の持続的発展のためには、将来を見据えた人材の確保・育成が不可欠となっています。

このため、平成29年9月に建設産業の担い手確保・育成を推進する中核的機関として、「建設産業担い手確保育成センター」を設置し、産学官が一体となって広報・マッチング、女性活躍及び人材育成に取り組んでいます。

#### 【平成29年度実績】

- ・担い手確保育成推進員(2名)の配置等によるワンストップ体制の整備
- ・学生Aターン促進活動の実施及び建設ドローン体験交流会の開催
- ・建設産業女性活躍ネットワークの立ち上げ
- ・土木建築系資格試験対策講座の開催及びICT研修拠点整備の支援
- ・各建設産業団体が、業種・地域の特性を踏まえて実施する担い手確保・育成の取組の支援

### 3 秋田県発注工事におけるモデル工事

建設業は、社会資本整備はもとより、災害や除雪等への対応を通じて、県民の安心・安全の確保に重要な役割を果たしています。しかしながら、建設労働者の高齢化と新規入職者の減少による次世代の担い手不足が深刻化しており、建設業における担い手確保・育成のための取り組みの一環として、平成29年度よりモデル工事を実施しています。

#### ①女性技術者登用モデル工事

建設業への女性の入職促進や就労継続に向けた環境整備を推進していくため、女性技術者（監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者）の配置を入札参加資格要件とするモデル工事を実施します。

・平成29年度実績 5件

※例えば、女性専用の快適トイレ（洋式便座・防臭対策機能・照明設備・鏡付き洗面台等を備えたもの）の設置を条件とし、その費用は当初設計に計上しています。



#### ②完全週休二日制モデル工事

建設現場における若手入職と定着の促進を図り、建設産業の担い手を確保・育成するために、土日祝日を休日とする完全週休二日制の普及に向けたモデル工事を実施します。

・平成29年度実績 12件（各地域振興局1件以上実施）

#### ③ICT活用モデル工事

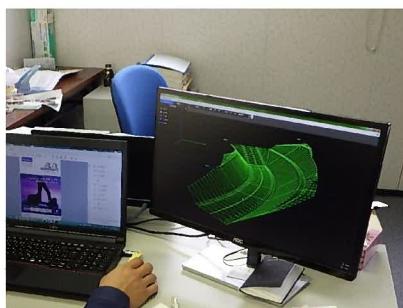
ICT技術の全面的な活用により、建設現場における生産性を向上させ、魅了ある建設現場を目指す新しい取り組みとして、ICT活用モデル工事を実施します。

・平成29年度実績 4件

※ICT(Information and Communication Technology)：情報通信技術（情報処理や通信に関する技術、産業、設備、サービスなどの総称）



UAVによる起工測量状況



3次元設計データ作成状況



ICT建設機械による施工状況

## 第2節 入札参加資格審査

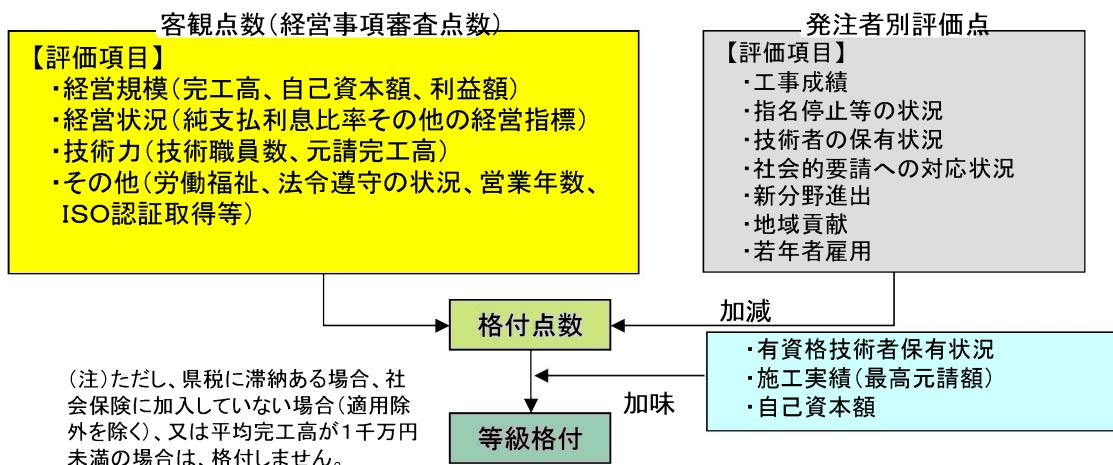
### 1 入札参加資格審査(等級格付)の仕組み

発注する建設工事の規模や難易度等に見合う能力を有する建設業者を公正かつ効率的に選定するためには、あらかじめ入札参加資格審査(等級格付)を行っています。

県内業者については、建設業法に基づく経営事項審査による点数(客観点数)に、工事成績や指名停止等の状況による点数(発注者別評価点)を加減した点数(総合点)を基礎として、有資格技術者保有状況や施工実績(最高元請額)等も加味して、等級格付しています。また、県外業者については、経営事項審査による点数を基礎として等級格付しています。

いずれも、2年に1回の等級格付(格付のない者等についてはその中間年に格付)となっています。

【等級格付の仕組み(県内業者の場合)】H30年度適用



### 2 等級・工事別格付業者数(平成30年5月1日現在)

#### ①県内業者

等級\工種	一般土木	建築一式	電気	給排水	その他	計
A級	186	69	68	89	537	949
B級	203	59	92	82	144	580
C級	294	127	-	-	-	421
計	683	255	160	171	681	1,950

#### ②県外業者

A級	143	89	152	97	546	1,027
合計	826	344	312	268	1,227	2,977

### 3 年度別格付業者数

区分\工種	22	23	24	25	26	27	28	29	30
県内	業者実数	1,354	1,237	1,240	1,193	1,208	1,175	1,177	1,147
	業者延数	2,165	2,014	2,041	1,969	2,006	1,959	1,973	1,930
県外	業者実数	541	509	539	521	534	509	535	501
	業者延数	1,114	1,064	1,122	1,079	1,097	1,047	1,082	1,019

注)業者延数とは、工種毎の格付業者数を単純合計したものといいます。

### 第3節 入札・契約制度

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨等も踏まえ、「透明性の確保」、「公正な競争の促進」、「談合その他の不正行為の排除」、「ダンピング受注の防止」、「適正な施工の確保」等を基本として、入札・契約制度の適正化に努めています。

透明性の確保 (情報の公表)	<ul style="list-style-type: none"><li>①工事の発注見通しの公表(予定価格250万円超の工事について、年4回公表)</li><li>②入札参加資格、資格者名簿及び指名基準の公表(随時)</li><li>③業者選定経緯及び入札結果の公表(契約後に公表)</li><li>④予定価格の公表(入札前に公表)</li><li>⑤低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の公表(③に同じ)</li><li>⑥その他入札契約制度に関する要綱、要領等の公表(随時)</li><li>⑦第三者機関(秋田県入札制度適正化推進委員会)による審査、意見の具申等</li></ul>																
公正な競争の促進	<p>①手続の透明性、競争性が高い一般競争入札の導入</p> <table border="1"><thead><tr><th>入札方式</th><th>対象工事 (原則)</th><th>入札参加地域要件 (原則)</th><th>主な入札参加資格要件 (原則)</th></tr></thead><tbody><tr><td>一般競争入札</td><td>22.9億円以上</td><td>制限なし</td><td><ul style="list-style-type: none"><li>・特定A級</li><li>・技術者専任配置</li><li>・経審点数</li><li>・同種工事施工実績等</li></ul></td></tr><tr><td>条件付き一般 競争入札</td><td>1億円以上 ～ 22.9億円未満</td><td>全県 (1億円以上3億円未 満の一般土木工事は ブロック単位)</td><td></td></tr><tr><td></td><td>1億円未満</td><td>地域振興局単位</td><td><ul style="list-style-type: none"><li>・請負対応額に対応した格付区分</li><li>・技術者専任配置等</li></ul></td></tr></tbody></table> <p>* 緊急を要する工事等に限り、指名競争入札を活用</p> <p>②総合評価落札方式、設計施工一括発注方式等の適切な活用 ③適切な競争参加資格の設定 ④入札及び契約の過程に関する説明要求・回答の仕組みの構築</p>	入札方式	対象工事 (原則)	入札参加地域要件 (原則)	主な入札参加資格要件 (原則)	一般競争入札	22.9億円以上	制限なし	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定A級</li><li>・技術者専任配置</li><li>・経審点数</li><li>・同種工事施工実績等</li></ul>	条件付き一般 競争入札	1億円以上 ～ 22.9億円未満	全県 (1億円以上3億円未 満の一般土木工事は ブロック単位)			1億円未満	地域振興局単位	<ul style="list-style-type: none"><li>・請負対応額に対応した格付区分</li><li>・技術者専任配置等</li></ul>
入札方式	対象工事 (原則)	入札参加地域要件 (原則)	主な入札参加資格要件 (原則)														
一般競争入札	22.9億円以上	制限なし	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定A級</li><li>・技術者専任配置</li><li>・経審点数</li><li>・同種工事施工実績等</li></ul>														
条件付き一般 競争入札	1億円以上 ～ 22.9億円未満	全県 (1億円以上3億円未 満の一般土木工事は ブロック単位)															
	1億円未満	地域振興局単位	<ul style="list-style-type: none"><li>・請負対応額に対応した格付区分</li><li>・技術者専任配置等</li></ul>														
不正行為の排除	<ul style="list-style-type: none"><li>①談合情報対応マニュアルによる談合情報への厳正な対応(公正取引委員会等との連携)</li><li>②談合、一括下請負等の不正行為に対する厳正な処分等(指名停止、建設業法上の監督処分)</li></ul>																
ダンピング受注の防止	<ul style="list-style-type: none"><li>①適正な予定価格の設定</li><li>②見積内訳明細書の提出、確認</li><li>③低入札価格調査制度(原則としてWTO対象工事又は総合評価落札方式の工事) の厳正な運用<ul style="list-style-type: none"><li>・失格判断基準の設定、業者に対するヒアリング、資料収取</li><li>・履行保証割合の引き上げ</li><li>・前払金の支給割合の引き下げ</li><li>・受注者側技術者の増員配置</li><li>・落札業者の施工体制の点検強化</li><li>・低入札受注の繰り返しに対するペナルティ措置</li></ul></li></ul>																
適正な施工の確保等	<ul style="list-style-type: none"><li>①工事成績評定の実施(500万円以上の工事)、受注者に対する評定結果の通知</li><li>②施工体制の把握の徹底(施工体制台帳等の確認、施工体制点検等実施要領に基づく点検等)</li><li>③不良・不適格業者の排除(暴力団排除対策の徹底、社会保険等未加入者に対する指導の強化)</li></ul>																